

【開発行為変更許可申請関係】

- 6 開発行為変更許可申請及び開発行為変更協議について
- 7 軽微な変更の届出について

6 開発行為変更許可申請及び開発行為変更協議について（法第 35 条の 2 第 1 項、第 4 項）

開発行為変更許可申請及び開発行為変更協議に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、申請地を所管する土木事務所長による許可又は協議成立したものの場合は正本 1 部及び写し 4 部を作成し、それ以外の場合は正本 1 部及び写し 5 部を作成し、いずれの場合も所管土木事務所の建築住宅課に提出してください。

なお、開発計画の内容により関係行政機関が異なりますので、図書の提出部数等については、事前に所管土木事務所の建築住宅課と協議してください。

また、併せて『実務』第 3 章第 4 節を参照ください。

◇ 開発行為変更許可申請及び開発行為変更協議の必要図書

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1-1	開発行為変更許可申請書	- 申請者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 - 手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したものがわかるものを添付等すること。 - 変更事項について、変更前内容を赤、変更後内容を黒で記入 - 変更理由を明記	有
1-2	開発行為変更協議書	- 変更事項について、変更前内容を赤、変更後内容を黒で記入 - 変更理由を明記	有
2	委任状	- 申請及び委任の意思が分かるよう実印を押印 - 委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記	有
3	変更理由書	申請書又は協議書に書ききれない場合は別途添付	
4	開発区域位置図	作成要領は当初許可申請に準じること。	
5	変更内容を示す図書	当初許可申請又は当初協議の添付図書のうち内容を変更しようとする図書を改めて作成し、変更箇所を明示の上添付（作成要領は当初許可申請に準じること。）	

・図面には、作成者が記名をしてください。

・許可申請の場合は 1-1 を、協議の場合は 1-2 を使用してください。2 以下は共通です。

7 軽微な変更の届出について（法第 35 条の 2 第 1 項ただし書）

開発許可又は開発行為の協議が成立した方が軽微な変更の届出をされる場合に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、**正本 1 部**を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。

また、併せて『実務』第 3 章第 4 節 3 を参照ください。

◇ 軽微な変更届出の必要図書

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	開発行為変更届出書	・届出者が法人である場合は、法人の名称 及び代表者の氏名を記入	有
2	変更の内容を証する図書	・変更する内容に応じて添付	

- ・図面には、作成者が記名をしてください。

